

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人西宮市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が実施する事務事業の安定的な運営及び充実を図り、もって地域福祉の向上に資することを目的に、社会福祉協議会の人件費及び事務事業費の全部又は一部を補助することに関し、必要な事項を定める。

(補助事業、補助対象経費等)

第2条 この補助金の対象となる社会福祉協議会の事務事業、補助金の対象となる経費、基準額及び補助率に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請書に添付する書類)

第3条 この補助金の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金所要額調書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 この補助金の変更交付申請書に添付する書類は、前項各号の書類に準ずるものとする。

(補助事業等の内容の変更)

第4条 前条第1項第1号及び第2号の内容を変更しようとするときは、あらかじめその内容、理由その他必要な事項について市に事前協議を行うものとする。

(実績報告書に添付する書類)

第5条 この補助金の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助金精算額調書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額)

第6条 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を別表に定める基準額とする。ただし、予算の範囲内とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、補助金等の取扱いに関する規則(昭和58年西宮市規則第81号)の規定によるものとする。

付 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会補助金交付要綱 別表

補助対象事業名	基準額	補助事業の対象となる経費	補助率
西宮市社会福祉協議会事務局運営事業	市長が必要と認める額	<p>1. 事務事業費</p> <p>次に掲げる事務事業を実施するために必要な経費</p> <p>(1) 法人運営及び実施事業に関する総合的企画、調整及び広報</p> <p>(2) 理事会、評議会及び正副理事長会の開催並びに監事監査の実施</p> <p>(3) 予算・決算及び経理</p> <p>(4) 会員会費制度の普及及び会員管理</p> <p>(5) 各種基金及び積立金の管理</p> <p>(6) 職員の人事、労務管理、福利厚生及び研修</p> <p>(7) 生活福祉資金の貸付に関する業務</p> <p>(8) 善意銀行に関する事務</p> <p>(9) 西宮市赤十字奉仕団に関する事務</p> <p>(10) その他、市長が適当と認める法人運営に関する事務事業</p> <p>2. 人件費</p> <p>法人運営に関わる常務理事、常勤職員（正規・嘱託職員）及び非常勤職員に係る次に掲げる経費。</p> <p>給料、職員手当等、法定福利費、退職共済預け金支出、嘱託職員退職金積立預金積立支出、非常勤職員賃金</p>	定 額
派遣職員給与費等補助金	市長が必要と認める額	市が社会福祉協議会に派遣している職員に係る人件費負担金	定 額
社会福祉センター西波止会館管理運営事業	市長が必要と認める額	<p>次に掲げる事務事業を実施するために必要な経費</p> <p>(1) 施設の使用許可及び使用料の徴収</p> <p>(2) 各種講座等行事の開催</p> <p>(3) 運営委員会の開催</p> <p>(4) 施設設備の維持管理</p> <p>(5) その他、市長が適当と認める西波止会館の管理運営に関する事務事業</p>	定 額

地域福祉活動事業	市長が必要と認める額	<p>1. 事務事業費</p> <p>次に掲げる事務事業を実施するために必要な経費</p> <p>(1) 地区社会福祉協議会会長会議及び各種委員会の開催</p> <p>(2) 地域ふれあい福祉活動への助成</p> <p>ア 地域福祉基盤運営事業</p> <p>イ 地域福祉づくり事業</p> <p>(3) ボランティアセンターの運営</p> <p>(4) ボランティアセンター委員会等の開催</p> <p>(5) ボランティアグループ等への活動助成</p> <p>(6) 防災ボランティア関連事業</p> <p>(7) 人材発掘・育成事業（各種ボランティア講座等の開催）</p> <p>(8) 集会所交流事業</p> <p>(9) その他、市長が適当と認める地域福祉活動事業に関する事務事業</p> <p>2. 人件費</p> <p>上記（1）～（9）の事業に必要な常勤職員（正規・嘱託職員）及び非常勤職員に係る次に掲げる経費。</p> <p>給料、職員手当等、法定福利費、退職共済預け金支出、嘱託職員退職金積立預金積立支出、非常勤職員賃金</p>	定 額
福祉サービス利用援助事業	市長が必要と認める額	<p>日常生活自立支援事業に関わる常勤職員（正規職員）及び非常勤職員の次に掲げる経費。</p> <p>給料、職員手当等、法定福利費、退職共済預け金支出、嘱託職員退職金積立預金積立支出、非常勤職員賃金</p>	定 額
子育て地域サロン補助事業	市長が必要と認める額	<p>次に掲げる事務事業を実施するために必要な経費</p> <p>(1) 子育て世代を中心に多世代が交流し憩える場「子育て地域サロン」を開催し、地域における子育て支援の環境づくりを推進すること、また関係機関との連携に関する事業</p> <p>(2) その他、市長が適当と認める子育て支援活動推進に関する事務事業</p>	定 額
青葉園管理運営事業	市長が必要と認める額	<p>1. 事務事業費</p> <p>次に掲げる事務事業を実施するために必要な経費</p> <p>(1) 通所活動事業（送迎、食事提供を含む。）</p> <p>(2) 地域社会参加活動事業</p>	定 額

		<p>(3) 地域生活支援事業（入浴サービスを含む。）</p> <p>(4) 健康促進事業</p> <p>(5) 相談支援事業</p> <p>(6) その他、市長が適当と認める障害福祉施策に関する事業</p> <p>2. 人件費</p> <p>青葉園の管理運営に関わる常勤職員（正規・嘱託職員）及び非常勤職員に係る次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、法定福利費、退職共済預け金支出、嘱託職員退職金積立預金積立支出、非常勤職員賃金</p>	
社会福祉施設改修等事業	市長が必要と認める額	社会福祉施設改修等にかかる経費、対象施設は西波止会館、青葉園、地域共生館とする。	定 額
福祉会館解体事業	市長が必要と認める額	福祉会館解体工事にかかる経費	定 額